

## 栃木県立博物館 収蔵庫什器仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する物品調達の請負を受注する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 調達物品の名称、構成及び調達範囲

#### (1) 調達物品の名称及び構成

別表「内訳書」の什器一式を納品すること。

別紙図面「什器仕様図」及び「什器配置図」に基づき、以下の「4 調達物品が備えるべき条件」の要件を満たすこととする。

#### (2) 調達範囲

調達物品及びその設置に必要な部材、搬入、組み立て・設置工事・調整を含む。設置工事には地震による転倒防止措置を含む。

### 2 納入・設置場所

栃木県立博物館（栃木県宇都宮市睦町2-2）

納入場所の詳細は、「内訳書」及び「什器配置図」のとおり。

### 3 納入期限

第1回 令和2（2020）年10月20日から11月27日までの間。

収蔵庫棟用什器（「内訳書」の1～7）

第2回 令和3（2021）年1月22日から2月12日までの間。

本館民俗第2収蔵庫用什器（「内訳書」の8）

第3回 令和3（2021）年3月5日から3月20日までの間。

本館民俗第1収蔵庫用什器（「内訳書」の9）

各回の納入の方法については、甲の担当者と事前に協議すること。

### 4 調達物品が備えるべき条件

調達物品の数量、寸法、仕様等は、「内訳書」と「什器仕様図」のとおり。これらを要件に加え、以下の要件を満たすこと。

- (1) 品質保証のため、JIS-S-1039 認証取得工場かつ ISO9001・ISO14001 認証取得工場で製造された製品とし、その認定証・出荷証明書の写しを提出すること。
- (2) 塗装は、庫内環境及びVOCを考慮し粉体塗装(F☆☆☆☆同等以上)を採用すること。
- (3) 塗装色は色見本を提出し、承諾を得ること。
- (4) 什器本体は、グリーン購入法適合商品であること。

### 5 納入及び設置に係る条件等

納入及び設置については、次の条件に従うことのほか、詳細については別途協議すること。

#### (1) 納入前

ア 乙は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、甲に通知すること。

イ 乙は、契約締結後速やかに納入設置作業日程計画書（任意様式）を策定し、甲に提出し、承諾を受けること。

ウ この他、甲から別途必要な資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

## (2) 設置時

ア 什器の配置は「什器配置図」のとおりとする。

イ 地震による転倒や崩れ落ちを防止するため、設置にあたっては、上下2段の什器、隣り合った什器、背中合わせの什器をボルト等で連結するほか、対面する什器を天つなぎ梁で連結するなどの転倒防止措置を講じること。

ウ 什器の搬入経路について、事前承認を得ること。搬入時および搬入後に建築物等を破損しないよう養生を施すこと。搬入時における損傷(建物への損傷を含む)は受注者の負担により修復すること。ただし、通路の確保など、甲の負担と責任において行うべきものについては、甲が行う。

エ 主に収蔵庫内での作業のため、作業服や上履き等の作業環境の清潔を心掛けること。作業終了後は収蔵庫内の清掃を行うこと。

オ 設置作業等で発生した部材梱包材や養生材等は、受注者が責任をもって回収すること。

## 6 報告および検査提出書類

(1) 乙は、3回に分けて納入・据付け完了する毎に、速やかに納入品目一覧を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

(2) 乙は、全ての物品の納入・据付けが完了したときには、納品書に品目一覧を付して、10日以内に甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

## 7 その他

(1) 納入作業に必要なエレベーターの使用、電気・水道の使用に伴い発生する電気・水道料金については甲が負担する。

(2) 納入作業は原則として施設の休館日を除く午前9時から午後5時までの間に行うこととし、あらかじめ甲の責任者に通知すること。

(3) 保証期間は検収後1年とし、設計・製作・施工の不備により生じた不具合は、無償にて速やかに修復すること。

(4) 受注者は、本作業等の実施にあたり、業務上知り得た事項について、第三者に漏洩しないこと。

(5) 本仕様書に記載がなく不明な点については、甲と乙とで協議のうえ定めるものとする。